

版数	発行	改定履歴
1 版	2005 年	初版
2 版	2014 年 4 月	農薬基準について改定
3 版	2019 年 6 月	農薬・肥料基準について改定、栽培区分の新設

# あいコープみやぎ農産物 栽培基準

## 栽培基準改定にあたり

あいコープみやぎは、食の自給と安全、環境に負荷をかけない持続可能な農業を推進しています。生産者と共に有機農法やBMW 技術をはじめとする、農薬や化学肥料にできるだけ頼らず土づくりを大切にした農法を模索、研究してきました。生産者の生産性と負担を考慮し、すべてを無農薬・無化学肥料にすることを目標にはいませんが、環境や生態系に負荷をかけない農業の在り方をめざします。これまでも、土づくりや農薬に関する栽培基準を定め、生産者と組合員の産直交流による信頼を力に進めてきました。

組合員の声に応え 2011 年から県内産地の米作りにおけるネオニコチノイド系農薬不使用栽培をスタート。2014 年からは青果品でもネオニコチノイド系農薬をはじめとする農薬削減に向けた「優ぶらんど」の取組みを始めました。この間の取組みの成果と様々な課題を組合員、生産者が共有し、ここに新たな基準を定めます。農業を取り巻く環境や情勢が厳しさを増す中、あいコープが目指す持続可能な農業を守り、推進していくために、組合員と生産者相互の理解と信頼をさらに深めながら、共に取り組んでいきます。

## ■はじめに

あいコープみやぎの農産物は、農業の自然循環機能の維持・増進を重視します。そのため、化学的に合成された肥料および農薬の使用を避けることを基本とし、下記の栽培基準を定めます。

## ■化学肥料・化学合成農薬の使用について

### ①特別栽培レベル以上を基本とします。

化学合成農薬の成分回数および化学肥料の化成窒素成分を当該地域における一般慣行栽培の1/2以下とします。

但し、特別栽培レベルでの栽培が困難な品目については上記によらないものとします(※)。その場合、慣行栽培基準よりも化学合成農薬・化学肥料の削減へ取り組んでいる産地の農産物を基本とし、カタログへは防除成分数を明記し、組合員への情報提供を行うものとします。

(※)…果物や長期作の果菜類等(トマト、きゅうり、なす等)、アスパラガス等。

### ②独自の栽培区分を設けます。

化学合成農薬・化学肥料に頼らない栽培方法の確立をめざし、段階的に栽培レベルを高めていくために以下の区分を設けます。

#### 区分1

#### **化学合成農薬・化学肥料不使用栽培 または 有機栽培**

- ・化学合成農薬(有機 JAS 適合資材を除く)および化学肥料を不使用で栽培された農産物。
- ・有機 JAS 法に定められた有機農産物、または転換期間中有機農産物。

#### 区分2

#### **トライ・i's (トライアイズ)**

あいコープ独自の栽培区分です。特別栽培レベルに取り組む品目の中でも、使用する農薬に制限を設け、栽培区分1を目指します。「青果」と「米」、それぞれ2つの区分を設けます。

2014年から2018年まで取り組んできた「優ぶらんど」は、農産物は一律の栽培区分となっていました。畑と水田では環境など栽培条件が異なることから、産地と協議を重ね、それぞれの実情を踏まえた「青果」「米」の基準を設けることとしました。

## トライ・i's (トライアイズ) 青果基準

- ①特別栽培レベル以上であること
  - ②「あいコープ削減対象農薬」を使用しないこと
- 表) あいコープ削減対象農薬

対象農薬	備考
土壌消毒剤	
除草剤	
有機リン系農薬	
ネオニコチノイド系農薬	7成分(アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、ニテンピラム)

※但し、「青果」「米」ともに、生産量の著しい減少や産地の営農活動に大きく支障をきたす緊急の場合については、産地と協議、事前申請とあいコープ内部での承認ののち、**例外としてあいコープ「削減対象農薬」の使用を許可する**場合があります。その場合、組合員への情報共有を行います。

## トライ・i's (トライアイズ) 米基準

- ①特別栽培レベル以上であること
- ②殺虫剤不使用
- ③除草剤については、3成分以内に抑えること

### ●米基準の設定にあたり

米作りにおいては除草剤不使用の取組みが課題です。水田の雑草防除は生産性や営農活動に大きく影響するため、産直産地において除草剤不使用を全面展開することは難しい現状となっています。一方で、斑点米の原因となるカメムシ防除において特効薬である「有機リン系農薬」、「ネオニコチノイド系農薬」の殺虫剤不使用の栽培に2011年より取り組んできました。生態系への影響が懸念される、これら農薬の不使用栽培を求める組合員の声に、産地が応えたこの取組みは、あいコープとしても大きな財産です。これまでの産地の取組みを評価し、今後も推進していくために、除草剤使用については上限を設け、殺虫剤不使用を目指す米基準を、新たに設けることとしました。

※上記に定める栽培基準については、5年を目安に、各産地の栽培状況や情勢を加味し、見直しをするものとします。

※栽培区分については別添資料もご参照ください。

## ■生産設備・施設・資材について

### ①資材

関係法令(廃棄物処理等)を順守し、環境への影響を考慮したリサイクル可能な資材や分解性資材の使用と適正な処理に努めること。

- ・ポリエステル、塩化ビニル、プラスチック類、不要農薬等の回収と適正な処理をすること
- ・資源循環型資材の選択

### ②生産設備、施設

自然の営みに合った栽培を推奨しますが、安定生産を考慮する立場から次のように考えます。

#### ・加温

東北の地に根ざした地場生産・地場消費を追求する立場から、寒冷地である東北という条件を考慮し、ハウスの加温を認めます。農家経営を健全に成り立たせ、魅力あるものとし、農業後継者を育成していく必要性を考えれば、化石燃料の消費と言うマイナス面よりも優先したいと考えます。

#### ・トンネル、マルチ、ネット

除草効果、太陽熱を利用した温度管理による作物生育の安定化により農薬の散布回数を減らすことができる場合があります。また、ネット類は防虫効果が期待され、農薬削減において耕種的、物理的防除手段として活用を進めます。

#### ・ビニールハウス

雨風を避けることで病害虫の発生を抑制する場合があります。農業経営を健全に成り立たせていく必要性から、園芸施設を利用する場合があります。

#### ・養液栽培(水耕栽培)

土づくりを奨励していく立場から、土を利用しない栽培方法は認めません(スプラウト、もやしを除く)。

以上

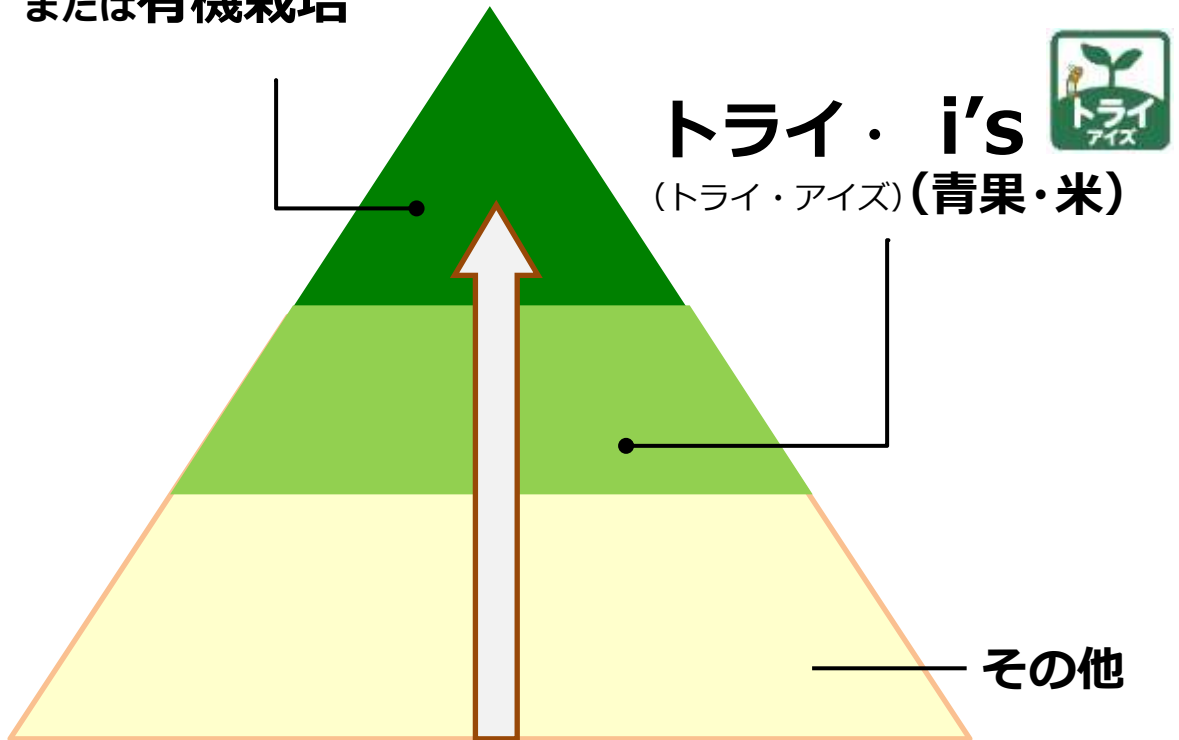
## あいコープ農産物の栽培区分



化学合成農薬・化学肥料不使用



または有機栽培



栽培区分	栽培内容
化学合成農薬・化学肥料不使用 または 有機栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学合成農薬(有機 JAS 適合資材を除く)および化学肥料を不使用で栽培された農産物。</li> <li>・有機 JAS 法に定められた有機農産物、または転換期間中有機農産物。</li> </ul>
トライ・i's (トライ・アイズ)	<p>(青果)化学合成農薬、化学肥料を各都道府県で定められた慣行基準の 1/2 以下に削減し、あいコープが定める「削減対象農薬」不使用で生産された青果物。</p> <p>(米)化学合成農薬、化学肥料を各都道府県で定められた慣行基準の 1/2 以下に削減し、殺虫剤不使用、除草剤については、3 成分以内に抑えて栽培された米。</p>
その他	<p>特別栽培レベル以上を基本とします。但し、特別栽培レベルでの栽培が困難な品目については、各都道府県で定められた慣行基準よりも農薬や化学肥料を削減していることを確認して取り扱う場合があります。</p>

